

## 平成29年度 第3回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 平成29年6月22日（木）午後3時00分～午後4時55分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員	教育長	西 本 吉 生
	教育長職務代理者	石 橋 常 男
	委員	北 口 弘 子
	委員	中 井 薫
	委員	大 西 研 介

■ 欠席委員 0人

■ 説明員	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課長	竹 谷 正 則
	生涯学習課長	中 嶋 孝 浩

■ 事務局	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課主事	東 浦 翼

■ 傍聴者数 0人

### ■ 議事日程

日程1 議事録の承認

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 会期の決定

日程4 諸般の報告

日程5 議案第10号 相楽東部広域連合立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

日程6 議案第11号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱

日程7 議案第12号 相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

日程8 議案第13号 相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について

日程9 その他

## ■ 議 事

竹谷教育次長

皆さん、こんにちは。今日は議案4件をお諮りさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。それでは教育長お願いたします。

西本教育長

改めまして、こんにちは。何かとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。全員お揃いですので、ただ今から、平成29年度第3回定例教育委員会を開会します。

日程第1、議事録の承認を議題とします。第2回定例教育委員会の議事録は事前に配布しております。議事録についてご意見・ご質問をお受けしたいと思います。

(各委員より無いとの声あり。)

西本教育長

特に、ご意見・ご質問がございませんので、これを承認することとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、中井委員にお願いをします。

日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議無いとの声あり。)

西本教育長

異議無しということです。したがって本定例会の会期は、本日1日間に決定をします。

日程第4、諸般の報告を行います。会議資料の(1)を見てください。1から3までは私から報告します。

1番、平成29年度山城地方教育委員会連絡協議会理事会、定期総会及び教育長部会・委員部会合同研修会についてですが、5月17日の午後1時30分から上記の会議等が開かれました。総会は例年どおり、前年度の事業・決算の報告、本年度の役員選出、運営方針、事業計画、予算について協議を行いました。役員につきましては、別紙のA4の一枚ものを机の上に配っておるとお思います。今年の役員ですが、昨年度に引き続いて2年間となりますので昨年度と同じメンバーになります。連合の方は、副会長に私、理事に石橋委員さん、いずれも再任となっております。事業ですが、これも例年どおり、教育長・教育委員の研修が来年2月頃になるかなとおっております。なお、総会に先立って山城地方教育委員会事務局職員の表彰が行われまして、連合からは中嶋生涯学習課長、北卓也課長補佐の2人が当日表彰状を受けましたので報告をしておきます。研修は、今年から京都府総合教育センターの所長になられた山本真也さんから「教員の資質向上について、学び続ける

教員を支援するために」ということで、総合教育センターの事業も含めて講演がありました。石橋委員さんも一緒に出てもらいました。

2番、京都府町村教育長会定期総会についてですが、メンバーは、伊根町から相楽東部広域連合まで9名で組織をしております。これも総会ですので、前年度の事業と決算、本年度の事業と予算等を承認しております。役員ですが、これも昨年度に引き続いて、会長は私、副会長が久御山町の山本教育長、監事が伊根町の石野教育長となっております。なお、事業ですが、毎年、教育長会の総会が11月頃に行われておまして、これが各府県廻りになっております。今年は、6年ぶりに京都に回ってきまして、11月13日から14日、近畿の教育長と会長と副会長が京都に集まって、総会並びに視察を行うというふうになっておりますのでお知らせをしておきます。

3番、近畿ブロック町村教育長会の会長会議についてですが、これは近畿2府4県から会長と事務局が集まりまして、総会を行っておるものです。会長は、和歌山県の町村会長に出てもらっています。先程言いましたように、今回、京都が会場となりますので、幹事として私が出席することになっております。この2番と3番は、教育委員の皆さんに直接関係は無いですが、報告ということでお知らせしておきます。1番から3番までの報告について、ご質問がありましたら出してください。

(各委員から質問無しとの声あり。)

西本教育長

よろしいですか。それでは諸般の報告の4番、平成29年度京都府小・中学校学力診断テストについてです。これにつきましては、「会議の非公開」についてお諮りしたいと思います。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は、公開とする」と定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として「個人情報に関すること」や「公開により著しい支障が生じるおそれのあること」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定められています。本件は、各校の個別情報に関することであり、児童生徒が少人数であることも踏まえ、会議を非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(全委員から異議無しとの声あり。)

西本教育長

異議無しということですので、「諸般の報告4番、平成29年度京都府小・中学校学力診断テストについて」は、ただ今から非公開とします。

諸般の報告4、平成29年度京都府小・中学校学力診断テストについて（非公開）  
報告事項の5番から8番まで、教育次長から報告します。

竹谷教育次長

5番、和東町史編纂事務局の職員体制（辞令）についてということで、前回承認いただきました和東町史編纂事務局設置に関する要綱の第4条に基づきまして、今回、辞令を出しております。局長に北課長補佐、次長に尾野指導員、主任に岡西指導員ということで辞令を交付させていただいております。

6番、国立教育政策研究所視察来訪についてということで、6月5日に教育政策評価研究部主任研究官が来られました。教育長と稲垣指導員、私で対応させていただいております。市町村合併や圏域化による義務教育行政の広域化に関する研究というのをされておられます。今回の目的は、全国的な人口減少が続くと見込まれる中で、将来的な地域教育行政の在り方について、広域化する方向性から検討ということで、具体的な質問としましては、広域連合教育委員会設置の経緯、教育委員会の現状、設置による効果と課題、そしてその解決方法ということでした。

7番、平成29年度第1回相楽東部広域連合議会臨時会が開催されました。議案を添付しております。2議案を提案させていただき承認いただいております。簡単に説明をします。1つ目の議案は、相楽東部広域連合社会教育委員条例の一部を改正する条例でございます。文部科学省令の一部改正がございまして、教育委員会委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準というのが示されました。今回、この基準に照らして具体的に、(1)から(5)まであげております。従来は、30名以内というだけでしたが、今回、そういう条文を追加させていただきました。2つ目の議案は、和東小学校の空調設備工事に係る工事請負契約の締結です。地方自治法で予定価格が5千万円以上の工事は議会の議決に付さなければならないということで、提案して議決をいただいております。契約金額は、6,912万円、履行期間は、平成29年11月30日まで、契約の相手は、奈良市の吉田機電株式会社です。工事の計画平面図です。1階が左で、2階が右です。赤い色が新設で11室と既設で更新が7室、青色となっております。また、連合議会の構成替えがございまして、議長が杉岡議員、副議長が廣尾議員、監査委員が岡田議員となりました。常任委員会ですが、総務構成常任委員会はご覧のとおりで、文教常任委員会につきましては、坂本委員長、鈴木副委員長、岡田委員、畑委員、奥森委員、杉岡議員となっております。議会運営委員会はご覧のとおりで、裏面は連合議会議員名簿です。

8番、平成29年度相楽地協委連（相楽地方教育委員会連絡協議会）の合同研修会ということで、7月7日の午後3時から木津川市中央図書館で開催されます。講演は、「新学習指導要領への対応」という演題で、講師は、山城教育局の小長谷総括指導主事です。本日、皆様の出欠を確認させていただきます。以上です。

（竹谷教育次長が各委員の出欠を確認する。）

西本教育長

9番と10番は、学校教育課長から報告します。

竹谷学校教育課長

諸般の報告9番、平成29年度心を潤すお茶の時間実施計画につきまして報告させていただきます。資料としまして、各学校から提出されております実施計画書を付けさせていただきます。この事業は、連合単独事業として平成27年度から始まっており3年目となります。ペットボトル飲料等の普及により急須を使いお茶を飲む機会が減少する中、地元の特産品であるお茶を急須で淹れ、味わうことにより地域への理解を深めようと取り組まれております。各校、趣向を凝らした取組を計画していますのでお目通しいただければと思います。

10番、合同学習・交流学习（小小連携：平成29年度計画・平成28年度実績）につきまして報告させていただきます。相楽東部の大きな課題である児童生徒数減少による教育的課題を解決するため各校が集まり、連携事業を行っています。平成29年度合同学習・交流学习の計画ですが、4月に小小連携学年会議を開き、今年度の実施計画を立てております。8月にも会議を開く予定です。2校だけの合同学習もありますが、現在の計画としまして、1年生で延べ8回、運動会の練習や社会見学、体育等を合同実施する予定をしております。2年生で延べ6回、運動会の練習や図工、体育等を、3年生で延べ6回、体育や音楽、図工等を、4年生で延べ4回、体育や音楽、理科等を、5年生で延べ7回、林間学習や陸上運動交歓記録会、社会見学等を合同実施する予定をしております。なお、林間学習は5月に実施し終了しております。6年生で延べ8回、修学旅行や陸上運動交歓記録会、人権学習等を合同実施する予定をしております。なお、今年度の修学旅行は3校合同で今月に実施し、終了しております。続きまして、昨年度の合同学習・交流学习の実績ですが、1年生で延べ8回、運動会の練習、社会見学、体育等を、2年生で延べ11回、体育や社会見学、図工等を、3年生で延べ9回、体育や社会見学、算数等を、4年生で延べ10回、体育や理科、社会見学等を実施しています。なお、警報発令による臨時休校により中止された日が1回ございます。5年生は延べ10回、林間学習や陸上運動交歓記録会、社会見学等を、6年生は延べ10回、体育、陸上運動交歓記録会、修学旅行等を実施しています。なお、昨年度の修学旅行は笠置小学校と南山城小学校の2小学校合同で実施しております。昨年度の実績としまして、2校合同が34回、3校合同が24回の合計58回、合同学習を行っています。以上です。

西本教育長

現段階で、原則、月1を考えています。もちろん未だ2学期、3学期分は入っていないと思いますので、その辺りご理解ください。今年、減っているということではありません。学校教育関係でご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大西委員

小学校の修学旅行は3校合同でずっと。

竹谷学校教育課長

今年度からです。

北口委員

8月の会議で回数的には増える可能性があるということですか。

西本教育長

まだ、日や内容が決まっていないというだけのことで、原則は、確認していますように、3校でやる合同学習と、例えば、基本的には笠置小学校を中心にやっていますので、笠置小学校と和東小学校、笠置小学校と南山城小学校という2校合同学習も当然あります。だから、原則、笠置小学校の子どもたちは、月1で合同学習を組めるようにということです。南山城小学校と和東小学校の2校だけというのはやりません。ほか、よろしいですか。11番と12番は、生涯学習課長から報告します。

中嶋生涯学習課長

11番、第7回宵待ち隣町の宵涼み会の実施についてです。開催日時は、7月1日の土曜日、午後3時から午後8時までの予定です。場所は、笠置いこいの館の屋外エントランスで開催する計画となっております。社会教育委員会議の主催でございまして、内容は、各地域のサークル活動の発表と体験コーナーや地域の味力コーナーをはじめ、相楽東部3町村の皆さんが出演されるステージも開催されます。また、社会教育委員によるコーラスを予定しております。昨年も非常に多くの方々に参加いただきました。今年も多くの方にご参加いただきたく、チラシを地域や各小学校児童にも配布させていただいて、イベント周知や参加のご協力をお願いしているところです。地域の方々が交流する社会教育行事としては一大イベントとなっております。

12番、食育講座「メンズ・キッチン(男子料理教室)」の実施でございまして。開催日は、7月23日の日曜日、午前10時から南山城村の本郷コミュニティセンターの調理室で開催します。文化会館の隣に建物がございまして、これにつきましては、和東町と南山城村を順番に廻っておりますので、今回は南山城村で行います。講師は辻井侑里子さんで、これまでも来ていただいている講師さんで非常に人気のある方です。参加費は1,500円。材料代です。対象者は、先着10名です。以上です。

西本教育長

宵待ち隣町の宵涼み会が地域に根付いてきました。連合教育委員会としても非常に大きなイベントになっていますから、できたら覗いてやっていただけたらなと思います。去年は、社会教育委員さんによる人形劇でした。今年は、コーラスで、練習してもらっています。だいぶ気合が入っているみたいです。

中井委員

去年、すごくステージが押していたと聞いたのですが。

中嶋生涯学習課長

昨年、かなり詰め込み過ぎたといえますか、ステージの展開の関係もあるのですが、できるだけ多くの方に参加をいただこうということで、各サークルに呼びかけまして、応募のあったたくさんの方に入っていました。若干、時間が押しましたので、今回は適当な数ということで、調整をさせていただいております。ですから昨年に比べるとステージの参加数は少ないという状況になります。

西本教育長

以前、雨が降ったことがあったのですが、好天に恵まれますよう祈りまして、諸般の報告を終わります。一旦休憩をします。午後4時から再開します。

(休憩) 午後3時55分～午後4時00分

西本教育長

再開をします。

日程第5、「議案第10号、相楽東部広域連立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について」を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第10号、相楽東部広域連立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記議案を提出する。平成29年6月22日提出。相楽東部広域連立教育委員会教育長西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連立学校給食センターに係る運営委員会規則第4条の規定に基づき、運営委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連立教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。南山城村学校給食センター運営委員会委員の名簿でございます。和束町学校給食センター運営委員会委員につきましては、早く選考できておりましたので前回に提案し、承認をいただいております。今回は、南山城村学校給食センター運営委員会委員でございます。選出区分、南山城小学校の校長、吉田校長、新規です。笠置中学校の校長、段野校長、新規です。南山城小学校の給食主任、村田先生です。新規です。笠置中学校の給食主任は継続で乾先生です。小中学校保護者は各2名、計4名につきましては新規で就任いただいております。教育委員会からは北口委員さんに継続でお願いしております。南山城保育園長につきましても木村園長が引き続き委嘱しております。任期は、平成29年5月1日から31年4月30日までの2年間でございます。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

西本教育長

議案第10号につきまして、これから質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いし

ます。よろしいですか。ご質問ございませんか。

(各委員から無しとの声有り。)

西本教育長

それでは無いということで、議案第10号、相楽東部広域連合立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第10号は承認されました。

日程第6、議案第11号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第11号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱。上記議案を提出する。平成29年6月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長西本吉生。提出の理由。学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学を承認された児童生徒の保護者について、就学援助の受給資格者に加えるとともに、その援助の支給範囲等についても定めることとし、所要の改正を行うものです。新旧対照表により説明させていただきます。朱書きが変更箇所、左が新、右が旧となっております。第1条の中では「児童及び生徒」という文言を「児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の表現に変えております。第2条につきましては、下段に「又は」、左の新の方ですけれど、「又は学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学を承認された児童生徒の保護者で」というのを加えております。こちらで区域外就学の児童生徒の保護者を受給資格者として加えております。(4)校外活動費でございます。こちらの方は「修学旅行を除く」、また、最後に(笠置中学校のスキー学習を除く。)という表現をしておりましたが、(修学旅行及びスキー学習を除く。)という表現に変えております。除く理由につきましては、(6)に修学旅行がございまして、(7)にスキー学習費というのがございます。和東中学校の部分が無かったので、今回整理させていただきます。第2項です。就学援助の支給範囲を定めるということで、今回、新たに第2項を設けております。「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。」として、3つ上げております。1つ目は、連合立学校に在学する児童生徒又は府立中学校に在学する生徒のうち、笠置町、和束町及び南山城村のいずれかの住所を有する者の保護者、前項各号に規定する経費としております。2つ目、(2)につきましては同じく連合立学校に在学する児童生徒のうち、今度は、笠置町、和束町及び南山城村以外に住所を有する者の保護者ということで、前項の第12号と13号に規定する経費としております。12、13というのは学校給食費と医療費でございます。3つ目、(3)は、連



合立以外の学校に在学する児童生徒で、住所については3町村の中にあるというそういう状況でございます。こちらの児童生徒の保護者につきましては、1号から11号までの経費を対象とするということにしております。最後の(4)については、要保護者については前項第6号に規定する経費とするということです。こちらは修学旅行の費用が要保護の方は対象になってないので、就学援助費を支給ということです。第5条は、就学援助の申請で、ただし書きとしまして、「要保護者については、生活保護法における保護決定通知書により申請書の提出にかえるものとする。」と手続きについて明確に記載いたしました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

西本教育長

質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

北口委員

第3条2項の赤字、字面的には追加になったのは分かるのですが、これで内容としては、2項の第1号は通常のケースですね。2号の方は区域外就学を指しているのですね。

竹谷教育次長

はい。

北口委員

例えば、2号でしたら、笠置小学校とか笠置中学校に通っていても、住所が隣町の木津川市にあるとか、そういうケースのことを指しているのですね。

竹谷教育次長

はい。

北口委員

この場合は、12と13の経費だけを支給しましょうということですね。

竹谷教育次長

はい。

北口委員

それ以外の経費は見ないということですね。

竹谷教育次長

それ以外の経費は、住所のある市町村で受給されるということです。

北口委員

それはそちらの、例えば、木津川市の方でフォローしてもらえるということですね。

竹谷教育次長

この第3号の逆です。

北口委員

この第3号は、例えば、連立以外の学校で、逆という意味ですか。例えば、木津川市立学校に、例えば、笠置町に住所のある人が行っている場合で、括弧書きで府立中学校を除くということは、これは私学の中学校を指しているのですか。

竹谷教育次長

府立の中学校です。

北口委員

京都府立。中学校は木津川市立とか連立とかということか。府立中学校ってどのような。

竹谷教育次長

洛北中学校とか南陽高校も今、中学校を。

北口委員

中高一貫校。そういうことか。1号から11号までで、12、13は漏れますね。

竹谷教育次長

それは向うの方で支払われます。住所のある市町で1から11。学校のある市町は12と13を、分けて支払われます。

北口委員

実質、本人さんはどちらかで、クロスしながらでも扶助をもらえるということですね。

竹谷教育次長

はい。

北口委員

わかりました。

西本教育長

今、府立中学校は、福知山と洛北と。

石橋委員

園部です。

西本教育長

南陽もこれからの話になってきます。よろしいですか。それでは、議案第11号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第11号は承認されました。

続きまして日程第7、議案第12号、相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第12号、相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程。上記議案を提出する。平成29年6月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長西本吉生。提出の理由。京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部が改正され、平成29年4月1日に施行されたことから、育児する場合等の特別休暇に係る子の対象範囲について、所要の改正を行うものです。併せて、特別休暇の取扱い範囲、承認を与える期間等について京都府立学校職員服務規程に準じて改正を行うものです。別表の2の特別休暇の取扱いの表を改正するものです。新旧対照表で説明させていただきます。今回、子の対象範囲が拡大されました。具体的には育児する場合等の特別休暇では、いわゆる育児時間、配偶者出産休暇、子育て休暇、親族の死亡による休暇に係る子の対象範囲について、実子及び養子の他に今回、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親である職員に委託されている子及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが実親等の同意を得られなかったため養育里親としての職員に委託された子、を含むこととするということで、給与条例に準じてそちらの方も京都府立学校職員服務規程が改正されました。それを受けて連合も規程を改正するという形になっております。（13）になります。左側が「職員が育児する場合」ということで、こちらで生後満1年6月に達しない子として、朱書きで「条例第37条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。を育児する場合である。」ということで、先ほど申しました子どもの拡大がそちらの方でされております。これ以降、子という漢字が入っているところについては、全て同じような解釈ということで、そちらの方も全てあげております。以上が今回の改正に係る部分でございます。併せて今回、この京都府立学校

職員服務規程に準じて文言訂正と修正が数箇所ございます。(1)「伝染病」という文言を「感染症」に変えております。また、「規定による交通のしゃ断又は隔離」というところを、「規定に基づく交通の制限又は遮断」に変えております。「遮断」は漢字にしております。以降も同じです。(2)につきましては、「風水震火災その他の非常災害」の文言を「地震、水害、火災その他の災害」という文言に変えております。あと説明欄におきましては、「又は」とか「あるいは」を文言整理しております。(4)を追加しました。こちらの方は、「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」ということです。(5)で裁判員とはということで、裁判員になった場合という文言を加えました。これは裁判員制度に基づいて変更でございます。(8)は、「女子」を「女性」に変えております。(14)で、「配偶者の出産の場合」というところで、従前は「職員の配偶者が出産する場合」というのみの説明でございましたが、例えば、付き添いでありますとか世話でありますとか、出生の届出等に従事する場合についても追加されておりますので、合わせて追加しております。(15)は、配偶者の出産の場合で、産前産後の期間に子の養育を行うときということで追加しております。(16)は、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ということでございますが、こちらも「特別支援学校(高等部専攻科を除く)に在籍する子」というのを加えております。説明欄の方は、予防接種の表現をまとめて書いております。日数の欄につきましては、人数に応じた計算方法を国に準じて定めております。(18)は、従前、職員の忌引きという表現がございましたが、死亡に伴い必要と認められる行事等のためということで整理しております。日数につきましてもかなり細分化された表になっております。(20)につきましては、骨髄バンクのドナー登録について、財団法人が公益財団法人にということで、組織の名称が変更されておりますので、改めております。(21)のイですが、「身体障害者療養施設」を「障害者支援施設」と改めております。最後の(22)、要介護者の介護にかかるものを追加しております。要介護者の必要な世話を行う職員が当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合ということで、新たに追加しております。以上です。よろしく申し上げます。

西本教育長

質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

石橋委員

これからは「忌引」が使われなくなるみたいですね。

竹谷教育次長

そうです。「親族の死亡」になります。

西本教育長

京都府立学校職員服務規程が変わりましたので、それに準じて改正を行うものです。よ

ろしいですか。ここで承認してもらって各学校に下ろすわけですが、教職員に理解してもらうのが大変です。これより採決します。議案第12号、相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。従って議案第12号は承認されました。

日程第8、「議案第13号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について」を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第13号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について。上記議案を提出する。平成29年6月22日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長西本吉生。提出の理由。平成29年4月27日付けで、京都南部青少年少女自立支援の会「青空」代表佐々木 健氏から申請のあった「教育講演会と交流の広場開催・青少年少女支援相談活動」に係る後援名義の使用については、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等使用承認取扱規程第3条に定める承認基準を満たしていることから、本申請を承認するものです。申請の写しを添付しております。今回、初めてということで、議案を提出させていただきました。申請者は、京都府木津川市加茂町美浪南51の1、京都南部青少年少女自立支援の会「青空」代表者 佐々木 健氏です。事業名は、教育講演会と交流の広場開催・青少年少女自立支援相談活動です。開催予定日時は、平成29年9月2日の土曜日、18時から21時まで。そして、30年2月24日の土曜日、18時から21時までということです。開催予定場所は、京都南部市町村における公共施設ということで、資料ではいずみホールで予定されているということです。事業の目的はご覧のとおりです。事業内容は、講演です。参加人数及び参加者の範囲は、70名程度で、主に京都府南部府民です。その他の後援・協賛等の予定者としまして、京田辺市・木津川市・精華町・宇治田原町・井手町・和東町・笠置町・南山城村と、今回、初めて関係市町教育委員会にも申請されたということでございます。別紙が事業計画書になります。京都府の地域力再生プロジェクト支援事業を活用されています。先程、説明しました事業の詳細はこちらの方になります。平成28年度の実績報告書になります。既に京都府の地域力再生プロジェクト支援事業を受けております。最後は、京都府山城広域振興局の資料で、平成28年度に事業採択されたということで掲載されております。提出の理由にありました後援名義等使用承認取扱規程第3条との関係でございますが、この申請は規程の定める申請者であること、そして、内容が規程で定める要件を満たしていることから、今回、後援名義申請を許可するものでございます。なお、和東町では、例年許可されておりました、本年度も許可済であると伺っております。以上です。よろしく申し上げます。

西本教育長

他の後援・協賛等予定者には、市町村が入っているけれど教育委員会は連合だけなのか。

竹谷教育次長

全ての教育委員会に申請されていると聞いております。こちらには書かれてないようです。

西本教育長

連絡してあげた方がよい。市町村と教育委員会とは別で、この文だけでは教育委員会は連合だけになってしまう。要は、市町村とそれぞれの教育委員会ということです。

北口委員

京都府の予算が付いているのですが、京都府若しくは山城広域振興局には後援依頼をされてないのですか。

竹谷教育次長

確認しておりません。

石橋委員

申請中となっておりますね。最後から2枚目。

北口委員

平成29年度は、まだ決まってないですね。

石橋委員

申請して、事業費が下りなかったら活動できないですね。

北口委員

3分の1の補助みたいです。

石橋委員

どういう見込みでしているのですかね。お金が付いて回る事業ですからね。

北口委員

ある程度実績があったら、京都府とか山城広域振興局とか同じようにこういうところに付けられると思うのです。その分はどうされるのでしょうかね。

中嶋生涯学習課長

事業が内定していると思います。山城広域振興局と協議をされて、審査を受けて、ここにも書いているように、内定されていると思います。ただ、交付決定が遅いだけで。

西本教育長

他、どうですか。よろしいですか。質問いいですか。それでは採決します。議案第13号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第13号は承認されました。なお、今出ている意見等については、申請者が来られた時に、教育委員会でこんな意見が出ていましたと話をしておいてください。次、日程第9、その他です。会議資料(1)を見てください。1の諸報告事項の①から⑨は、事前に配布しています。特に何かありませんでしたか。

北口委員

女性学講座はどうですか。今回は、満杯ですか。

中嶋生涯学習課長

定員18名を20名に増やしている状況で、満員で盛況です。

西本教育長

道徳の教科書は、教育委員さんにはどうするのか。

竹谷教育次長

各展示場の予定表をお渡しさせていただいております。その会場において頂けたらなと思っております。

大西委員

和東小学校へ行きました。

北口委員

読み聞かせで行く日があったので、笠置小学校へ行きました。

石橋委員

来週、ここで見ようと思っています。

西本教育長

教育委員さんの家まで持って行かせてもらった年もありました。

中井委員

ありました。

西本教育長

ここに置くのはいつからですか。

竹谷教育次長

ここは来週です。月曜日から金曜日までです。

西本教育長

今までは、いわゆる副読本と言う形で、教科書ではありませんでした。だから教科用図書になりましたけれど、内容はほとんど変わっていません。

北口委員

それに指導書が付くのですか。

大西委員

もう1つセットありました。

西本教育長

だから、今回は、いわゆる読む道徳から考える道徳に、その中で、要は自分の思いを書かせるとか。いわゆる教科書の特色としてワークシート類をセットで入れているところも確かにあります。

北口委員

教科になったら先生用の教科書をどのようにするか。

西本教育長

指導書です。もちろん教科用図書はもらえますが、指導書は教育委員会が買います。これが高いです。指導書の予算は大変です。今度、山城地区で採択をします。それを持って帰って、連合としてどうしましょうかという形で皆さんにお諮りすることになります。他、よろしいですか。それでは2番の日程を説明してください。

竹谷教育次長



2の次期定例教育委員会の開催日程の調整でございます。事務局案を出ささせていただきました。7月20日木曜日の午後3時から、場所は和束町体験交流センターです。

西本教育長

よろしいですか。

(各委員からよろしいとの声あり。)

西本教育長

7月20日の午後3時からということでお願ひします。次、3のその他です。

竹谷教育次長

山城教委科用図書採択地区協議会の開催日が決まりました。7月24日の月曜日。京田辺市内ということで、教育長と石橋教育長職務代理者に出席をお願いする予定です。時間は、決定次第ご連絡をしたいと思います。(2)の平成29年度近畿市町村教育委員会研修大会は、昨年度に引き続きまして和歌山の紀の川市の同じ会場になります。日時は、10月24日の火曜日、午後1時となっています。また、予定の方を入れておいていただけたらと思います。それと、今年は、教育長の方からございました教科書の採択を8月に諮らせていただく予定です。例年、7月と8月で教育委員会は1回の開催でしたが、教科書採択年度については、それぞれ1回開催させていただきます。8月につきましては、31日の木曜日で調整できたらと事務局では思っております。

西本教育長

7月24日が終わってから日程調整をしたらどうか。8月の木曜日ということで、皆で確認するというところでよろしいですか。

(各委員からよろしいとの声あり。)

竹谷教育次長

お手元に新聞記事を置かせていただきました。京都新聞の6月20日付けの第1面に載ってありました「小中学校 進む冷房化」ということで、京都府内の市町村の教育委員会の小中学校別の普通教室のエアコンの設置率、今年度中の見込みの割合が記事として掲載されました。連合教育委員会は、下から4つ目です。小学校100%、中学校100%という数字になっておりまして、京都新聞に対し、記事の内容に誤りがあるということで苦情の連絡をさせてもらいました。結果、京都新聞社の方から訂正する記事を載せるということで返事をいただいております。日程等はまだ分かりませんが、訂正して正しい記事を載せるということで返事をもらっていますのでご報告させていただきます。具体的には中学校は100になりますけれども、小学校につきましては22教室中8教室(36.

36%)という数字になります。報告だけさせていただいておきます。

西本教育長

他、よろしいでしょうか。特に無いようですので、以上で、第3回定例教育委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

〈午後4時55分閉会〉

— 了 —